

町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び当該任期の満了後に任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 勤務日数を考慮して町田市規則（以下「規則」という。）で定める非常勤職員</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 町田市職員の定年等に関する条例<u>（昭和59年9月町田市条例第31号）</u>第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>所定の勤務日数又は1日の勤務</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日数を考慮して町田市規則（以下「規則」という。）で定める非常勤職員</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 町田市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次の各号に掲げる要件のいずれ</u></p>

時間が規則で定める日数又は時間に満たない非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠したこと又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対し、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第14条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対し育児休業に係る研修を実施すること。

（2）育児休業に関する相談体制を整備すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境を整備すること。

（委任）

第15条 略

かに該当する非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。

（1）特定職に引き続き在職した期間が1年未満であること。

（2）所定の勤務日数又は1日の勤務時間が規則で定める日数又は時間に満たないこと。

（委任）

第13条 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の育児休業及び部分休業の承認の請求は、同日前においても、この条例による改正後の町田市職員の育児休業等に関する条例の規定の例により行うことができる。